

# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所  
☎0282 (22) 4131

## 平成31年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出について

老齢年金には、所得税法により、雑所得として所得税と復興特別所得税がかかります。

なお、障がい年金、遺族年金には税金はかかりません。

※老齢年金とは、老齢または退職を支給事由とする年金のことです。

所得税の課税対象となる方は、各種控除を受けるために、扶養親族等申告書を提出する必要があります。

送付対象者は所得税の課税対象となる方で、次の金額の老齢年金を受け取られた方です。

65歳未満の方は108万円以上

65歳以上の方は158万円以上

※退職共済年金（JR、JT、NTT、農林共済）の受給者であって、

老齢基礎年金が支給されている方は、退職共済年金の支給額が80万円以上

## 平成31年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の送付について

日本年金機構は、毎年、所得税の課税対象となる方に、扶養親族等申告書をお送りしています。

平成31年分は、9月下旬に送付しました。

提出期限は10月31日(水)ですが、期限を過ぎてしまった場合でも、すみやかに提出をお願いします。

扶養親族等申告書を棄損または紛失された方は、日本年金機構のホームページから印刷することができますので、必要事項を記入のうえ、日本年金機構まで提出してください。

### ■提出先

〒119-0220

東京都杉並区高井戸西3-5-24号日本年金機構 宛

※この郵便番号は扶養親族等申告書の提出専用となっております。

※市役所ではお預かりできませんのでご注意ください。

## 扶養親族等申告書の記入方法について

平成31年分扶養親族等申告書をもとに、控除対象配偶者や控除対象扶養親族の氏名等を確認しますので、楷書体のわかりやすい文字でのご記入をお願いします。

前年に申告書を提出された方で、今回の申告内容に変更がない方についても、提出が必要となります。変更がない場合、申告書左上にある、「前年から変更なしで申告します」に○をし、署名、捺印のうえ提出してください。その他の項目は記入不要です。

## 扶養親族等申告書問い合わせ専用ダイヤル0570(081)240

050から始まる電話の場合は（東京）03(6837)9932

### ■受付時間

・月曜日 午前8時30分～午後7時

・火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで）

・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

## 扶養親族等申告書に係る

### Q&A

**Q.** 扶養親族申告書とは何ですか？

**A.** 老齢年金に課税する所得税及び復興特別所得税の計算を行うために必要なものです。

**Q.** 平成31年分扶養親族等申告書の控除対象配偶者、控除対象扶養親族の欄には、いつ時点のものを記載するのですか？

**A.** 扶養親族等申告書に記載すべき控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障がい者等に該当するかどうかは、申告書を提出する日の現況により判定してくだ

さい。

所得金額：申告書を提出する日の現況により見積もった平成30年中の合計所得額による

年齢：平成30年12月31日の現況による

**Q.** 夫婦で年金を受けています。この度、夫婦それぞれに扶養親族等申告書が送付されてきましたが、このとき長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることはできますか？

**A.** ご夫婦それぞれ扶養親族等申告書を提出される際に、お子様を夫が提出する申告書で扶養控除の対象としたときは、妻が提出する申告書の扶養控除の対

象とすることはできません。

**Q.** 申告書を提出しなかった場合にはどうなるのですか？

**A.** 申告書を提出すると該当する控除が受けられ、税率が5.105%になりますが、提出しない場合には、各種控除を受けることができないうえ、税率が10.21%になります。そのため、申告書を提出した場合に比べ、多くの所得税が源泉徴収されます。

なお、控除対象となる配偶者や扶養親族がいない場合でも、税率が5.105%になりますので必ず提出してください。